

大隅加工技術研究センターの共同研究に関する指針

第1 趣 旨

この指針は、大隅加工技術研究センター（以下「センター」という。）が、鹿児島県（以下「県」という。）以外の者と共同で行う研究・開発（以下「共同研究」という。）の基本的な取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

この指針において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 1 「研究成果」とは、共同研究の結果得られた発明，考案，意匠，ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 2 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利，意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）及び外国における著作権に相当する権利（以下「著作権等」という。）
 - (4) ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約者間で協議して特に指定するものをいう。）
- 3 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明，実用新案権の対象となるものについては考案，意匠権及び著作権の対象となるものについては創作，並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 4 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為，実用新案法第2条第3項に定める行為，意匠法第2条第3項に定める行為，著作権法第2章第3節第2款及び第3款に定める権利を行使する行為，並びにノウハウの使用をいう。

第3 共同研究の実施要件

- 1 共同研究は、次の要件を満たす場合に実施することができる。
 - (1) センターが行う研究・開発として必要かつ妥当なものであること。
 - (2) 共同研究により得られる知的財産権を活用して広く県の農業及び食品産業の振興が図られると考えられるものであること。
 - (3) 効率的かつ優れた成果が期待できるものであること。
 - (4) 共同研究を行おうとする者が、県の農業及び食品産業の振興を十分理解し、かつ、当該共同研究の成果の事業化等に必要な知見や技術力等を有すると認められること。
- 2 当該申請者又は役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合、共同研究を実施することはできない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合、共同研究を実施することはできない。

第4 共同研究の申請

センター所長は、センターと共同研究を行おうとする者に、共同研究申請書（様式第1号）を提出させるものとする。ただし、国や国からの委託を受けた独立行政法人等との共同研究で県の判断の裁量の余地が小さい場合等は、当該申請書の提出を要しないものとする。

第5 共同研究契約の締結

- 1 センター所長は、第4の申請に係る研究が、第3の要件を満たすと認め、共同研究を行おうとするときは、当該申請者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。
- 2 センター所長は、第4のただし書きの場合、当該研究が県において共同研究として実施することが適当であると認め、実施しようとするときは、当該相手方と共同研究契約を締結するものとする。
- 3 センター所長は、第1項又は第2項の定めにより、共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書標準様式（様式第2号）を参考にして共同研究契約書を作成するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、相手方の示す様式によることができる。
- 4 共同研究契約を締結する場合の県の契約担当者名及び決裁権者はセンター所長とする。
- 5 共同研究の契約期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない事由が生じたときは、センター所長と共同研究契約の相手方（以下「共同研究者」という。）の両者が協議の上、期間を延長することができるものとする。
- 6 共同研究や共同研究契約の内容に変更が生じた場合は、センター所長と共同研究者の両者が協議の上、共同研究変更契約を締結するものとする。
- 7 センター所長及び共同研究者は、相手方が共同研究契約及び共同研究変更契約（以下「共同研究契約等」という。）の履行に関し、不正又は不当な行為をしたと認められるときは、共同研究契約等を解除することができるものとする。
- 8 センター所長及び共同研究者は、やむを得ない事由が生じたときは、両者協議の上、共同研究を中止し、共同研究契約等を解除することができるものとする。
- 9 センター所長は、共同研究者が第3の第2項の各号、又は第3項のいずれかに該当する者であることが判明したときは、共同研究契約等を解除することができる。

第6 経費の負担

共同研究に要する経費は、センター所長と共同研究者の両者が協議の上、研究・開発の分担に応じて、それぞれが負担するものとする。

第7 研究結果の報告

センター所長及び共同研究者は、共同研究を終了したときは、速やかに研究結果を書面で相手方にそれぞれ報告するものとする。なお、やむを得ない事由が生じて中止した場合は、その時点までの研究結果を報告するものとする。

第8 ノウハウ

センター所長及び共同研究者は、双方協議の上、研究成果の報告に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当する部分について指定し、適正に管理するものとする。

第9 研究成果の公表

研究成果の公表等は、次の定めにより行うものとする。

- 1 センター所長は共同研究の結果得た研究成果を共同研究者以外のものに知らせようとするときは共同研究者の、また、共同研究者がセンター所長以外のものに知らせようとするときはセンター所長の同意を得るものとする。
- 2 センター所長及び共同研究者は、共同研究が終了したときは、その研究成果を公表できるものとする。ただし、センター所長又は共同研究者の一方が他方に対して業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申し入れたときは、協議の上、期間を限ってその全部又は一部を公表しないものとする。

第10 知的財産権

センターに属する研究員及び共同研究者に属する研究員が共同研究業務において行った発明等（以下「共同発明等」という。）に係る出願等の取扱いについては、センター所長及び共同研究者が協議の上、共同研究契約等に定めるものとする。

第11 優先的实施

センター所長は、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下「共同研究者等」という。）から第10に規定する知的財産権を優先的に実施したい旨の通知があった場合には、この共同研究の終了の日以後、共同研究契約の定めるところにより、一定の期間内において優先的な実施権を設定することができる。

第12 第三者に対する実施の許諾

センター所長は、次のいずれにも該当するときは、第11に定める優先的実施期間内においても、共同研究者等以外の者（以下「第三者」という。）に知的財産権の実施の権利を許諾することができる。

- (1) 共同研究者等が優先的実施期間内に正当の理由なく実施しないとき。
- (2) 優先的な実施の権利を第三者に対して付与することが県の農業及び食品産業の振興につながると認められるとき。

第13 実施料

センター所長は、共同研究者等に知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

第14 秘密の保持

センター所長及び共同研究者は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、センター所長及び共同研究者の事前の同意なしにそれらを第三者に開示してはならない。

第15 その他

この指針に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、センター所長が別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

大隅加工技術研究センター所長 殿

申請者 所在地
事業所名 印
代表者名

共同研究申請書

大隅加工技術研究センターの共同研究に関する指針第4の規定に基づき、
下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 研究の実施予定場所
- 5 研究の実施予定期間
- 6 共同研究参加予定者（所属・職・氏名）
- 7 特許等の実施についての希望
- 8 研究成果の公表の方法又は時期についての希望

【添付書類】

- 会社概要（事業実績等）

(様式第2号)

共同研究契約書標準様式

大隅加工技術研究センター所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の各条によって「〇〇〇〇」に関する共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次に掲げる定義に従う。

- 1 「研究成果」とは、第2条第1項に定める共同研究（以下「本共同研究」という。）の研究目的及び研究内容に沿った技術的成果であって、本共同研究により得られたものをいう。
- 2 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの権利の登録を受ける権利
 - (2) プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権
 - (3) 秘密に扱われる財産的価値のある技術情報（以下「ノウハウ」という。）にかかる権利
- 3 「発明等」とは、知的財産権の対象となる発明、考案、創作、育成、案出その他の技術的成果をいう。

(共同研究の分担及び管理)

第2条 甲及び乙は、別紙1の共同研究を実施する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。
- 3 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、それぞれの実施場所において別表第2に掲げる研究員を本共同研究に参加させるものとする。また、研究員に異動等が生じた場合には速やかに後任を置き、別表第2を変更するものとする。

(共同研究に要する経費及びその分担)

第3条 甲及び乙は、それぞれ前条第2項の規定により分担した研究に要する経費を負担する。

- 2 前項に規定する経費の所要見積は、別表第3のとおりとし、その明細は、別表第4—1及び別表第4—2のとおりとする。
- 3 乙が甲に対して負担する経費を納入する際は、甲が定める期日までに甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

- 4 乙は、前項の研究経費を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数について年〇%の利率で計算した延滞金を、甲に納付しなければならない。
- 5 乙は甲と双方協議の上、本共同研究を中止した場合には、乙が納付した研究経費のうち不用となった額を甲に返還させることができる。
- 6 研究期間の延長により研究経費に不足するおそれが生じた場合には、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうか決定する。

(試験研究用資材等)

第4条 甲及び甲に属する研究員は、本共同研究が終了するまでは、乙が提供した試験研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(共同研究の実施期間、研究の中止及び損害賠償)

第5条 本共同研究の実施期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

- 2 甲又は乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙双方協議の上、本共同研究を中止し、又は研究の実施期間を短縮し、若しくは延長することができる。この場合、甲又は乙が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(研究結果の報告)

第6条 甲及び乙は、共同研究を終了したときは、速やかに研究結果を書面で相手方にそれぞれ報告するものとする。なお、やむを得ない事由が生じて中止した場合は、その時点までの研究結果を報告するものとする。

(研究成果の公表)

第7条 甲又は乙は、共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外のものに知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

- 2 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表できるものとする。ただし、乙が業務上支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないように申し入れがあった場合は、甲は乙の利害に関係ある事項について、その結果を期間を限って公表しないことができる。

(知的財産の出願)

第8条 甲又は乙は、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、当該発明に係る知的財産の出願を行うときは、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

(知的財産の共同出願)

第9条 甲及び乙は、共同研究の結果、共同して発明を行った場合には、別に共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る知的財産の出願ができるものとする。

(優先実施権)

第10条 甲は、本共同研究の結果生じた発明に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者に限り、本共同研究終了日から〇年間優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第11条 甲は、次のいずれにも該当するときは、前条に定める優先的实施期間内においても、乙又は乙の指定する者の以外の者（以下「第三者」という。）に知的財産権の実施の権利を許諾することができる。

(1) 乙又は乙の指定する者が、優先的实施期間内に正当の理由なく実施しないとき。

(2) 優先的な実施の権利を第三者に対して付与することが県の農業及び食品産業の振興につながると認められたとき。

(実施料)

第12条 甲は、知的財産権の実施を乙又は乙の指定する者に許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、甲及び乙の事前の同意なしにそれらを第三者に開示してはならない。

(契約の変更)

第14条 この契約を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、変更するものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めるもののほか、本共同研究の実施に関し必要な事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 大隅加工技術研究センター所長 印

乙 住所
氏名

(別紙1)

共同研究の概要

1 研究課題名	
2 研究の目的	
3 研究の内容	
4 研究の期間	
5 研究の実施場所	

別表第1

共同研究の分担

研究課題	研究項目	分担	
		甲	乙

別表第2

共同研究の担当者

区分	研究項目	所属	氏名
甲			
乙			

別表第3

共同研究に要する経費の所要見込額

区分	研究項目	所要見込額		
		需要費	〇〇費	合計額
甲				
乙				

別表第4-1

甲が負担する所要見込額の明細

経 費	所要見込額 (決算額)	算定基礎
需用費		
〇〇費		
合 計		

別表第4-2

乙が負担する所要見込額の明細

経 費	所要見込額 (決算額)	算定基礎
需用費		
〇〇費		
合 計		